

中国地区における外国人技能実習制度の 現状、課題等について



令和7年7月17日
広島労働局

① 技能実習制度の現状

中国地方で就労する在留資格別外国人労働者数（総数9.7万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 24,931人（前年比+28.8% +5,568人） （いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」） ・一部の在留資格者については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
②身分に基づき在留する者 17,218人（前年比+1.2% +212人） （「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等） ・これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能。
③技能実習 37,918人（前年比+9.9% +3,422人） ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。
④特定活動 3,386人（前年比-0.2% -7人） （EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ワーキングホリデー等） ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 13,915人（前年比+4.5% +594人） ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教 授	大学教授等
高 度 専 門 職	ポイント制による高度人材
経 営 ・ 管 理	企業の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医 療	医師、歯科医師、看護師
研 究	政府関係機関や私企業等の研究者
教 育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介 護	介護福祉士
技 能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特 定 技 能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

※「外国人雇用状況届出」状況（令和6年10月末現在）による。「外国人雇用状況届出」状況制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認したうえでハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお「外交、公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別外国人労働者数（中国地区）

	広島	岡山	山口	島根	鳥取	合計	構成比
就労目的	12,481	7,302	3,232	1,112	804	24,931	25.6%
身分在留	9,165	3,234	2,292	1,869	658	17,218	17.7%
技能実習	18,737	10,279	4,844	2,087	1,971	37,918	38.9%
特定活動	1,577	896	732	101	80	3,386	3.5%
資格外活動	6,391	4,965	1,654	506	399	13,915	14.3%
合計	48,351	26,676	12,754	5,675	3,912	97,368	100.0%

（不明）

（0人）

全国	構成比
718,812	31.2%
629,117	27.3%
470,725	20.4%
85,686	3.7%
398,167	17.3%
2,302,587	100.0%

（不明：80人）

技能実習の国籍別内訳（中国地区）

	広島	岡山	山口	島根	鳥取	合計	構成比
ベトナム	8,899	5,863	2,577	938	1,059	19,336	51.0%
中国	938	644	267	145	92	2,086	5.5%
フィリピン	2,873	626	444	159	139	4,241	11.2%
インドネシア	3,354	1,804	1,062	339	337	6,896	18.2%
その他	2,673	1,342	494	506	344	5,359	14.1%
合計	18,737	10,279	4,844	2,087	1,971	37,918	100.0%

全国	構成比
223,291	47.4%
33,123	7.0%
43,508	9.2%
93,545	19.9%
77,258	16.4%
470,725	100.0%

外国人技能実習にかかる産業別外国人労働者数（中国地区）

	全産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	宿泊業、飲食サービス業	医療・福祉	サービス業（他に分類されないもの）	その他
ブロック計	37,918	6,573	20,783	4,203	182	1,865	849	3,463
広島	18,737	2,790	9,949	2,206	83	947	425	2,337
岡山	10,279	1,736	6,112	1,033	54	514	245	585
山口	4,844	1,359	2,191	615	26	290	120	243
島根	2,087	391	1,314	137	12	55	53	125
鳥取	1,971	297	1,217	212	7	59	6	173
割合（％）	100.0%	17.3%	54.8%	11.1%	0.5%	4.9%	2.2%	9.1%

外国人技能実習にかかる産業別外国人労働者数の推移（中国地区）

	全産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	宿泊業、飲食サービス業	医療・福祉	サービス業（他に分類されないもの）	その他
令和6年度	37,918	6,573	20,783	4,203	182	1,865	849	3,463
令和5年度	34,496	5,747	19,469	3,558	138	1,514	773	3,297
対前年増減率	9.9%	14.4%	6.7%	18.1%	31.9%	23.2%	9.8%	5.0%

令和4年度	28,528	4,512	16,299	2,846	117	1,228	687	2,839
令和3年度	30,473	4,744	18,455	2,707	117	866	697	2,887
令和2年度	35,156	5,002	22,381	3,147	128	503	819	3,176

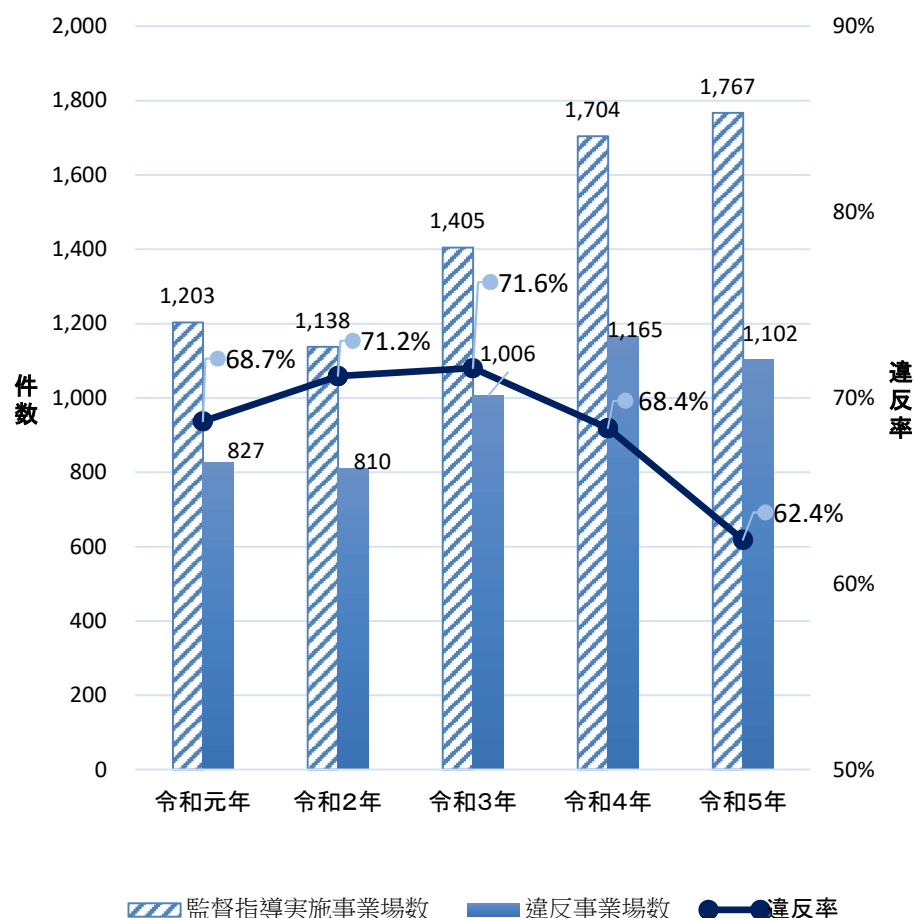
※「外国人雇用状況届出」状況（各年10月末現在）による。

② 外国人技能実習生の実習実施者に
対する監督指導、送検等の状況
(令和5年)

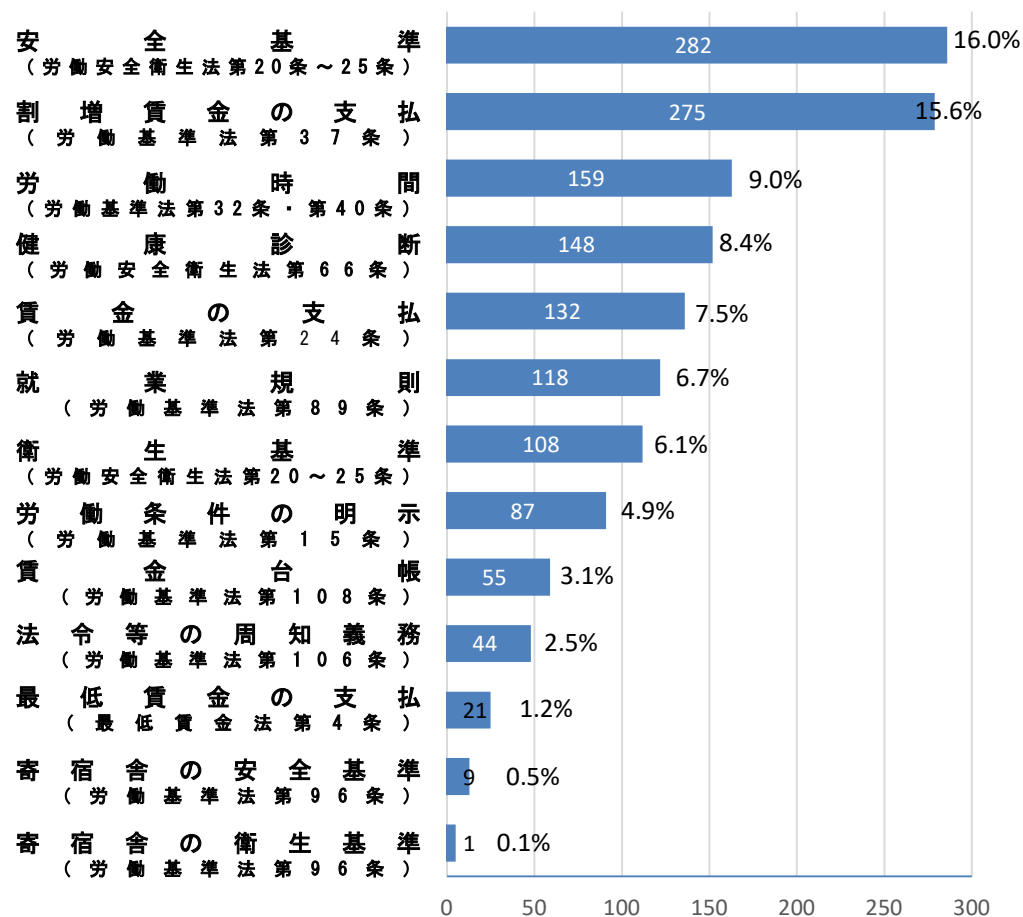
1 監督指導状況

(1) 中国地区の労働基準監督機関において、実習実施者に対して1,767件の監督指導を実施し、その62.4%に当たる1,102件で労働基準関係法令違反が認められた。

＜注＞違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①安全基準（282件、16.0%）、②割増賃金の支払（275件、15.6%）、③労働時間（159件、9.0%）の順に多かった。



＜注＞ 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 中国地区各局の監督指導状況

外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(中国地区)

令和5年		中国5県	鳥取局	島根局	岡山局	広島局	山口局
監督指導実施事業場数		1,767	166	79	472	728	322
違反事業場数		1,102	97	58	303	461	183
主な違反	労働条件の明示 (労基法第15条)	87	13	4	29	31	10
	賃金の支払 (労基法第24条)	132	10	5	31	63	23
	労働時間 (労基法第32・40条)	159	9	8	48	68	26
	割増賃金の支払 (労基法第37条)	275	28	8	85	100	54
	就業規則 (労基法第89条)	118	13	12	24	56	13
	法令等の周知義務 (労基法第106条)	44	5	2	11	16	10
	賃金台帳 (労基法第108条)	55	6	2	19	23	5
	労働安全衛生法 安全基準 ^{※1}	282	27	14	65	123	53
	労働安全衛生法 衛生基準 ^{※2}	108	4	6	27	52	19
	健康診断 (安衛法第66条)	148	7	6	36	78	21
	寄宿舎関係 (労基法第96条) 安全基準	9	7	0	1	1	0
	寄宿舎関係 (労基法第96条) 衛生基準	1	1	0	0	0	0
	最低賃金の支払 (最低賃金法第4条) ^{※3}	21	0	0	6	12	3

※1 労働安全衛生法第20～25条のうち設備や作業方法による危険の防止

※2 労働安全衛生法第20～25条のうち健康障害の防止

※3 約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る

(4) 令和6年の監督指導事例には、以下のものがあった。

事例1

技能実習生に対し、地域別最低賃金以上の賃金を支払っていなかったため、是正勧告をおこなったもの。

契機

- 各種情報を契機として事業場監督指導を実施。

労基署の対応

- 各種帳簿を確認する中で、技能実習生に対し、地域別最低賃金を下回る賃金を支払っていたことが判明。
- さらに、賃金控除協定を締結せずに、賃金から寮費を控除していたことも明らかとなった。
- 以上のことから、最低賃金法及び労働基準法違反について是正勧告を行った。

指導後の状況

- 技能実習生の賃金額を改定し、最低賃金額以上の賃金で計算した定期賃金及び割増賃金を遡及して支払った。
- 賃金控除協定を締結し、是正が認められた。

事例2

事業停止に伴い技能実習生に賃金不払が生じたもの。

契機

- 縫製業の事業停止に伴うベトナム人技能実習生7名を含む労働者の賃金不払情報があったもの。

労基署の対応

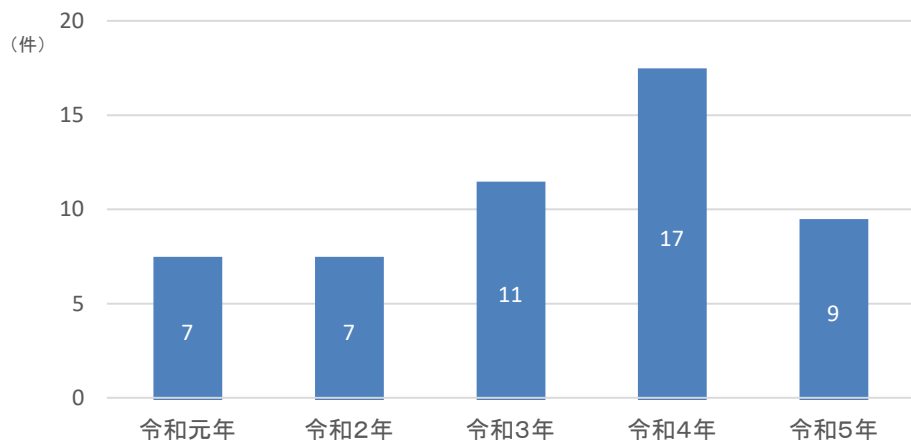
- 情報を受け、迅速に事業場に対する臨検監督を実施。
- 事業停止により賃金支払いが不能であったため、未払賃金立替払手続きに移行。
- ベトナム人労働者からの聴取に際し、外国人総合相談センターの通訳に協力を得て、円滑に聴取を実施。

指導後の状況

- 事業場は事業廃止したものの、実習生に対しては国から未払賃金の立替払が行われた。

2 申告状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は中国地区で9件であった。



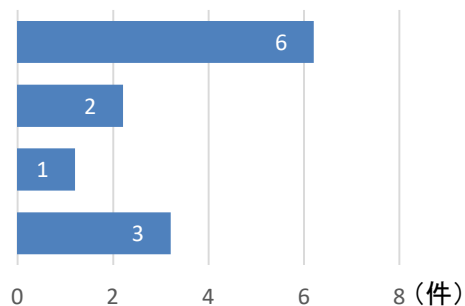
- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(6件)、②解雇手続きの不備(2件)であった。

賃金・割増賃金の不払
(労働基準法第24条、第37条)

解雇手続きの不備
(労働基準法第20条)

最低賃金未滿
(最低賃金法第4条)

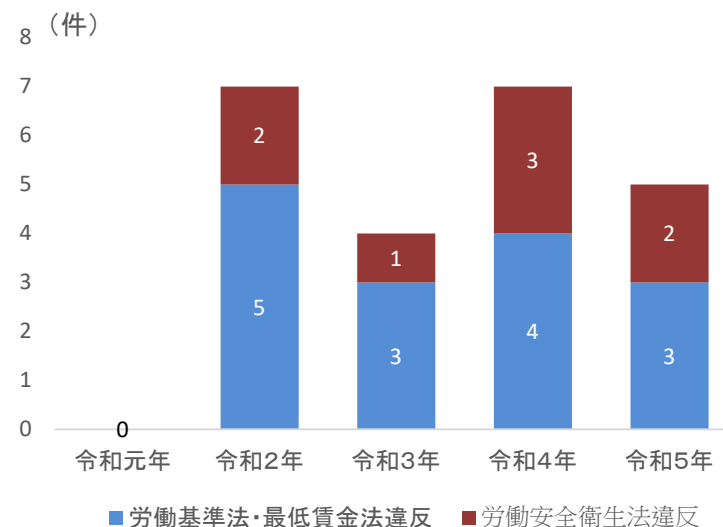
その他の



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

3 送検の状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、令和5年中に中国地区で労働基準監督機関が送検した件数は5件であった。



- (2) 送検法条文の内訳は、以下のとおりであった。

